時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百八十九號
明治廿三年九月廿六日　金曜日
舊曆庚寅八月十三日（庚戌）
日出午前五時三十三分
日入午後五時三十二分
月出午後四時三十二分
月入午前二時十九分
滿潮午前二時三十九分　午後三時十八分
（西曆一千八百九十年）

土耳其軍艦沈沒の悲慘

廣く義捐金を募集して憐む可き罹災者の心情を慰め日本人の慈愛義俠を海外に表明せんとす

土國軍艦沈沒の悲報は載せて前日來の時事新報に詳かなり本社此悲報に接し默して此不幸の出來事を看過する能はず日本國人の慈愛義俠なる斯る悲慘の報を聞いて亦た坐視する能はざるを知り茲に廣く義金を世人に募り以て罹災者を弔慰するの資に供し極東の文明國慈愛義俠に富む事を世界に表明せんと欲す此事たる獨り慈愛義俠の情を滿足せしむるのみならず亦た一國の名譽に關するものあり世人幸に此計畫を贊助して義金を本社に投せられよ切に企望する所なり

明治二十三年九月　時事新報社

義捐金受取手續

一　義捐金は一口十錢以上とす

一　本社義捐金を受取りたる時は其金額幷に義捐者の姓名を本紙上に記載し之を以て金員受領の證とす

一　募集の金を罹災者に贈與するの手續きは取調べの上本社之を定めて更に紙上に公告す可し

一　募集申込の期日は來る十月十日を以て限りとす

横濱幷に接近地義捐者の便利の爲め時事新報賣捌所なる同市本町四丁目鈴木淸之助に義捐金受取方を托したるに付同所に申込みあれば直ちに本社に達すべし

時事新報

東京商業會議所發起會

農商務省にては曩きに發布したる商業會議所條例に據り先づ東京を始めとして新會議所を設立せしめんと希望するものゝ如く同大臣は去る二十日を以て府下知名の商業家を同省に會し會議所設立の必要を說き之を設立するの方法に就き商人の自進發起を所望す云々の旨を述べたれば商人に於ては其方法如何に關して更に評議を盡くさんが爲め明二十七日を期し銀行集會所に會合するの豫定なりと云ふ我輩は日本立國の主義を所謂尙商と定めんとする者にして今後我商業社會に眞正有力なる商業會議所を得るは其手段中の一箇條ならんと信ずるが故に條例既に發布したる以上は首府東京の商業家は勿論、全國各地の商人も速に其設置の評議を定め實地條例を活用して商業社會に自治の機關を作らんと最も希望する所なり左れば明日銀行集會所に參集する人々は評議一決會議所發起人として其發起を請願するの所存なるべく追て政府の允可を得れば夫れ〳〵條例の制規に依り若干名の會議所員を公撰するの手順なるが故に會議所發起人たる者は必ずしも會議所員たる可きに非ざれども名を發起人中に列する以上は衆望の歸する所、自然多數の投票を得て其會議所員たる可きヿ固より疑を容れざるなり即ち發起人たらんとする者は商業會議所を設置して此社會の意見を代表するの機關を爲し政府に對し國會に對し商業社會一般に對して充分なる信用と勢力とを養ひ我商業家の品格を高めて事業に重きを加ふるヿを期し眞實會議所の必要を感じて大に盡力するの決心にて其發起人たらざる[illegible]大概皆下の勘辨なれば一寸顔丈けを出し置かんと云ひ、或は何某の名も見えたれば交際上自分も發起人たるの名を貸さんと云ひ、從前の行掛り是非なしと云ひ、面倒なれども辭し兼ねたりと云ふが如き浮薄無情なる考を以て發起人と爲り亦隨て會員と爲り月に何回の集會にも多くは席を缺き始めより盡力の意なくして發起人中に列するが如きは己を欺き人を欺き商業社會の實利を拋棄する者なりと云ふ可し聞く所に據れば我政府にては從來商業會議所中に代言人若くは書生流の人物を交へて實業上に疎縁なりしが爲め今度は新會議所に第一流の商業家を網羅するの希望ありと云ひ我輩も亦其然るを希望して止まざる者なれども商業家の顔のみを揃へたりとて此商業家が實地社會の公益を思ふて之れに盡力するの考なければ名實正しく相齟齬して辛苦設立したる商業會議所も全く無効に屬す可きのみ故に商業會議所中に第一流の商人のみを集めたきは山々の所望なれども若し此第一流の商人が心の底より奮發して力を致さんとするの決心なくんば第二流第三流の商人にても兎に角に事に志ありて責任を果さんとする程の熱心家に依賴せざるを得ず左れば明日銀行集會所に會合して東京商業會議所發起人たらんとする者は今日の時勢に遭遇して我日本國中に商業社會なるものを獨立せしめ推して尙商立國の實を擧げざる可らずと充分その心に誓ひて然る後に之れに列するの覺悟あらんヿこそ願はしけれ、附合と云ひ體裁と云ひ心にも無き追從輕薄の爲めに會議所の發起人に加はるが如きは我輩の取らざる所なり又其の商業會議所にては會員總數の五分の一に相當する特別會員を撰擧する筈にして今東京市中にて商業會議所員を五十八人とすれば十八人の特別會員を撰定せざる可らず而して此撰定に就き最も注意せざる可らずと申すは凡そ商業家のみを會して商業上の事を議せしむれば目前自家に直接する實地問題のみに偏して十年二十年の大計は之を漠然に附するの恐なきに非ず即ち學者流にして商業上の利害に着目し經濟的の思想に富みたる人を特別會員に撰定し永遠理論上の考を目前實際的の事に交へ互に抱合密着せしめて一方に偏せしめざるの覺悟なかる可らず又其の商業會議所にては文筆あり見識ある人物を得て內外の通信、文書の立案其他一切の事務を幹せしめざる可らず是亦撰定の易からざるものなり蓋し商業會議所員は夫れ〳〵營業ある者にして熱心の程は淺からざるも法律經濟上の調査等に就ては自ら不得意なる向きもあらん其邊に就き充分の下調を爲して以て所員の參考に供し其採擇を待つ迄の順序を立つるには此道に親敏なる人を得て其力に頼らざる可らず會議所を船に喩へて商業海に進行せんとするには尋常乘組員の外に專門の航海學士と水先案內の必要あるヿを知る可し是等は獨り東京商業會議所に限らず今後追々設立せんとする日本各地の商業會議所に通じて論ず可きものならんなれば我輩は茲に一言して當局商業家の注意を乞ふ者なり

官報

○東京府令第百一號

本年（一月）東京府令第十一號明治二十三年度市部營業税雜種税課目課額中芝居茶屋俳優演劇ノ各項常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通更正ス

明治二十三年九月二十五日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

一芝居茶屋

大劇場付芝居茶屋

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數二萬四千三百二十四箇一箇ニ付演劇興業中日税金六毛

小劇場付芝居茶屋

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數千九百六十二箇一箇ニ付金一錢六厘

一俳優

大劇場付上等	月税金三圓
同　中等	同　金二圓
同　下ノ上等	同　金一圓
同　下ノ中等	同　金五十錢
同　下ノ下等	同　金十錢
小劇場付上等	同　金一圓
同　中等	同　金五十錢
同　下等	同　金十錢

一演劇

大劇場

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數三萬四千八百四十箇一箇ニ付興行中日税金二厘

小劇場

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數九千三百二十八箇一箇ニ付興行中日税金一厘五毛

東京府令第百一號參照

東京府令第十一號明治二十三年度地方税中市部郡部營業税雜種税課目課額（明治二十三年一月二十五日）抄錄

雜種税中

一芝居茶屋

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數二萬四千三百二十四箇一箇ニ付演劇興行中日税金六毛

一俳優

上等	月税金三圓
中等	同　金二圓
下ノ上等	同　金一圓
下ノ中等	同　金五十錢
下ノ下等	同　金十錢

一演劇

右ニ課スル税額ハ商業ノ課税方法ニ由リ得ル所ノ箇數三萬四千八百四十箇一箇ニ付興行中日税金二厘

○八重山艦長報告の概略　本月廿日横須賀出帆後遠州洋に於て非常の暴風に遭遇し大に困難を極むると雖も前途を急ぐを以て已まず進航す廿一日午前八時卅分大島樫野崎を距る東方大約七海里の所に土耳其人の死體漂流するを發見し直に之を引揚げたるに右の手首に仍ほ袖の殘片を有せり則ち之を搭載し大島に航進し午前十一時投錨す此に於て上陸し郡長村長の言ふ所を聞くに左の如し（海軍省）

生死人員　土耳其人中萬死の間に一生を得たる者は六十九人にして內士官一人樂長一人は神戸に先發し六十五人は獨逸軍艦に乘組み同日午後一時大島を發して神戸に赴き他の二人（其一人は[illegible]にして一人は卒なり）は獨逸軍艦の發艦期に後れて樫野崎に殘留し專ら死體の撿査に從事し居れり又生存者六十九人中負傷者五十三人にして重傷者は六人とし他は輕傷にして健全なる者は少數に過ぎず

土耳其軍艦遭難の時刻　土耳其人の言ふ所に依れば午後三時半なり然れども土國は時刻歐洲一般に用ふる所と同らず土耳其の三時半は英國の九時半と言ふを以て之を見れば遭難時刻は午後九時半なること推て知るべきなり

遭難の原因及模樣　土耳其人の云ふ所に依れば初め同艦は樫野崎を距る東方二海里の邊に於てピストンロッドを折り爲に進退自由を失ひ風力のため燈臺の下に流され其所に岩石の屹立するを見て錨を投ぜしも錨鎖未だ張るに遑あらずして船體岩石に觸れ三度打附けられたる後粉碎せるなり

土耳其人の死體　土耳其人の死體にして二十日夜迄に拾得したるものは其數九十六其內八十四個は樫野崎に埋葬し殘り十二個の內一個は串本村に埋葬し其他は紀州海岸に打揚げられたる所に於て埋葬を行へり又オスマンパシヤの死體は未だ發見することを得ず艦長アリベイ[illegible]一人の死體は既に拾得して同所に葬れり

二十一日午後本官は加賀美大監と發火兵一隊と共に樫野崎に出張し該島を探撿するに土耳其人に手當を爲せし場所は大島村の一寺院にして該寺院に四日間土耳其人を置き加療せしなり埋葬の場所は樫野崎燈臺の側に於て新に地を拓き茲にオスマンパシヤの假墓所艦長アリベイの墳墓を設け二十日夜までに其周圍に埋葬せし土耳其人は七十九人なり土耳其軍艦の沈沒せし場所は樫野崎燈臺の直下にして船體は其形を留めず粉碎して岩石の間に打上げられたるなり今下檣二本の中其一本は沈み波間に漂ふ所を見れば艦底の在るは蓋し此所ならん此亦岩石の間とす依て燈臺番人に就き當夜の天候を聞くに當夜は十五日より吹續きたる東風夜に入りて雨を加へ勢力を增し九時半に至り南東に變じ益々勢力を加へたりと云ひ其實況を聞くに當夜は風雨のため海上全く暗黑なりしが午後十時頃一人の土耳其人滿身血に塗れ突然當燈臺に來りしも當番者は其何人たるを知らず言語通せず一時大に喫驚し其爲す所を知らざりしも續るに赤裸にして滿身血に塗れたる土耳其人九人も亦程なく同室に來りたるを以て初て遭難のことを知るを得直に大島樫野兩村に人を馳せ且つ預て備付けたる藥品を用ひ負傷者に手當を施せり其內天明迄に岩石の間に潛伏しありたりと云ふ者續々當燈臺に來れりと云ふ又和歌山縣に於ては該艦遭難の報に接するや書記官警部長等直に出張し每日人夫百人を雇役し死體埋葬等の手順を爲し艦長以上は一々棺に斂め下士卒は殊に二人宛ゝ斂め埋葬せり

二十一日午後五時本官は發火兵
式を行ひ地方官も之に立會せり
なり蓋し天候のため妨げられた
土耳其人の死體は殆に海底より
に隨ひて其埋葬を行ひ大島樫野
土耳其人救助の爲に熱心に力を
役し本官も益々其搜索に盡力せ
人の死體は皆な海底に沈在しあ
出づること能はざる者亦之あらん
子り張き所なるを以て極好の天
と雖も天候の好晴を俟ちて非常
底を探撿することを得べしと思
耳其軍艦の碎片は今巖石の間に
ば全く散亂漂流して其往く所を
ることに內務大臣の訓令あらん
九月二十二日午前八時大島を出
艦に搭載して神戸へ伴へり而し

雜報

○英國通信

（八月十五日　エヂンバラ府發

日本の立憲政體に對
英人は理論を重せずして收
風あるは萬事萬端に其證跡
日に日本開國以來未曾有の
擧を實施したるの一件は英
が如し去年二月十一日憲法
英人の思想として如何にも
或は半信半疑の中に在りし
樣なりし故に種々の評言を
んと云ひ或は歐米政體の丸
りしが一箇年餘を經たる今
して幾分か自ら親分顏をな
る意味を肩に掛け他人に先
危を心に關するゝと深きに
天皇陛下が曾て十年の後に
と誓ひ玉ひし事の眞意は英
發布せられて始めて聖勅の
法出るも亦其實施の果して
確信し得ず漸く今年七月に
進めて憲法の果して空文な
き終に日本の立憲政體は理
に氣附き色々の評を下して
を化して黃金となし水を蠟
有する者と疑ふかと思はる
の過去を標準となして苟も
りと信ずるの結果なれば敢
なり

去七月一日を期して出版せ
る近頃新館の批評雜誌には
して日本現在の諸政黨の主
運動に就ての豫想論を載せ
名したれども論文中に日本
事に至りては實に驚くべき
より之を直接に聞取りたる
の人に之を問ひしが未だ其
にして既に其事實を知るゝと
は實に久しく日本の事情を
る者ありと云はざる可らず
る者なれば右の一論文を注
多きを知るなり又同じく去
祖とも云ふべきエヂンバラ
の進步」と題して長文の論
の論說は常に匿名なれば其
も之れを一讀して本書天狗の